



# 市長からの手紙

## 78 「昭和の街」のまちづくり

去る7月12日に、「中央通り『昭和の街』を楽しく賑やかなまちにする会(通称、昭和の街の会)」の地区街づくり計画を、川越市地区街づくり推進条例に基づく街づくり計画として認定しました。

市では、平成26年に川越市地区街づくり推進条例を制定しました。この条例は地区の特性を生かした個性的で魅力ある街づくりを実現するため、地区住民、民間事業者、行政(市)が協働して街づくりを進める仕組みを定めています。昭和の街の会は、中央通り周辺の3つの商店会のメンバー70店舗75人で組織され、前記条例に基づく街づくり協議会として登録、足かけ3年間かけて地区街づくり計画を検討してきました。この間、市は協議会に対して情報の提供や助言、街づくりに関する専門家の派遣等の支援を行い、協議会が議論を重ねて自分たちの目指す街づくり計画である「川越中央通り昭和

の街の会 まちづくりの約束」を決めました。

この中では、中央通り・立門前通り沿道に残る昭和の雰囲気を生かした個性的で魅力ある街の実現を目指し、

- ①歴史的な建築物の保全
  - ②街並みや景観を守るための建築物の高さ制限
  - ③緑を生かした街並みづくり
  - ④商店街の店舗連続性を高めるための空き店舗、空き地の活用
  - ⑤地域の防災対策の強化
- 等の約束(方針)を定めています。

街づくり計画が認定されたので、中央通りの仲町交差点から連雀町交差点までの間を中心とした対象区域内では、今後、建物の解体、新築、大規模な増改築、看板の新設・修繕・模様替え・撤去等を行う時は、昭和の街の会の中に設置される「昭和の街の雰囲気づくり部会」に事前に連絡相談する必要があります。

現在、市では立門前通りにある旧川越織物市場の修復を進めており、舗装の美装化も東京オリンピックまでには実施する予定です。市の事業と今回の昭和の街の会の「まちづくりの約束」の策定とが相乗効果を発揮して、今以上に多くの市民や観光客が訪れる魅力ある「昭和の街」になることを期待しています。

川越市長 川合善明

つむぎをたぐらう、暮らしをつくらう

障害者福祉課 ☎224-5785

Fax 225-3033

### 障害に関わるマークをこ存じですか

今回は、障害に関わるマークをいくつか紹介します。これらのマークを見つけた時は、障害のある方へのご理解・ご配慮をお願いします。

■**障害のある方のための国際シンボルマーク**

障害のある全ての方が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

■**盲人のための国際シンボルマーク**

視覚障害があることを表す、世界共通の国際シンボルマークです。

■**耳マーク**

聴覚障害があることを表すマークです。このマークを提示された時は、口元を見せてはつきり話す、筆談を行う等の配慮をお願いします。

■**ハート・プラスマーク**

内部障害があることを表すマークです。内部障害のある人は、外見からは分かりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。このマークを着けている人を見かけたら、内部障害へのご理解をお願いします。

■**オストメイトマーク**

人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表すマークで、対応したトイレの入り口等に表示されています。

■**ほじょ犬マーク**

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関のほか、民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。

